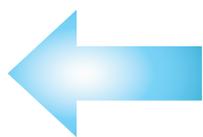


## 厚生年金特例法について

厚生年金保険料が給与から天引きされていたにもかかわらず、事業主から保険料の納付や資格などの届出がされていない方に年金をお支払いする法律ができました。

### 今までは

厚生年金保険料が天引きされていても、事業主から保険料の納付や厚生年金の資格などの届出がなかった場合であって、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過したときは、その記録は年金に反映されませんでした。

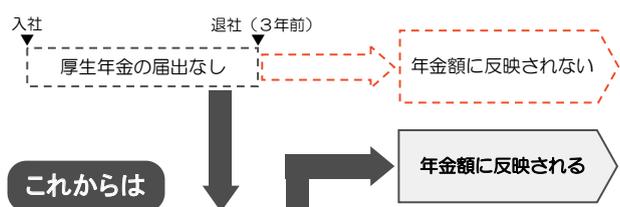


### これからは

厚生年金特例法の成立により、厚生年金保険料の給与天引きがあったことが年金記録確認第三者委員会で認定されたときは、年金記録が訂正されて年金額に反映されます。

#### <具体例>

3年前に退職した事業所で、厚生年金保険料を給与天引きされたにもかかわらず、事業主が厚生年金の加入手続きをしていなかったことがわかった場合。



厚生年金特例法の成立により、厚生年金保険料の給与天引きがあったことが年金記録確認第三者委員会で認定されたときは、年金記録が訂正されて年金額に反映されます。

詳しくは左記へお問い合わせください。

米子社会保険事務所 ☎ 0859・34・6111  
 ねんきんダイヤル ☎ 0570・05・1165  
 (平日8時30分～17時15分)  
 \*IP電話・PHSからは  
 ☎ 03・6700・1165にお電話ください。

## 国民健康保険税の納付について

### ■年金から天引き(特別徴収)

#### 【対象となる人】

- 次のすべての要件を満たす人
- ・国民健康保険の被保険者全員(世帯主を含む)が65歳から75歳未満で構成される世帯の世帯主
- ・年金が年額18万円以上の世帯主
- ・介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない世帯主

- ※年度の途中で、65歳になる世帯主は年度の国民健康保険税は65歳到達日により納付書または指定の金融機関などで振替納付する方法(普通徴収)や年金から天引きされる方法(特別徴収)またはその両方の併用徴収で納めることとなります。
- ※年度の4月から9月までに75歳になる世帯主は、納付書または指定の金融機関などで振替納付する方法(普通徴収)で納めることとなります。
- ※年度の10月から3月までに75歳になる世帯主は、4月、6月、8月に支給される年金から特別徴収さ

れ、残りの額を10月、1月に納付書または指定の金融機関などで振替納付する方法(普通徴収)で納めることとなります。

※年度途中で特別徴収ができない要件に当てはまったり、あるいは年度途中で特別徴収できるようになった世帯主は、特別徴収と普通徴収の併用徴収となる場合があります。

社会保険庁等年金支払機関での年金天引が可能となられた方については、機関から通知があり次第、役場から該当の皆様へお知らせします。

### ■納付書や金融機関などから振替納付(普通徴収)

#### 【対象となる人】

年金からの天引き(特別徴収)の対象とならない世帯主

普通徴収の方については、昨年どおり6月に通知します。納付月についてもこれまでどおり6月、8月、10月、1月です。

#### ■問い合わせ先

税務課  
 ☎ 0859・54・5208